

基 発 第 83 号  
昭和23年 1 月16日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生規則（衛生の部）施行に関する件

労働基準法に基き労働安全衛生規則が客年十月三十一日公布せられ、十一月一日より施行せられたがこの規則は労働者の健康を保持増進し労働の生産性を昂揚しわが国産業の再建を速かならしむる上に重大な意義を有する者であるから労働者並に使用者に対して十分に規則の趣旨徹底を図ると共に第一編第二章、第六章及び第三編に関しては概ね左記を標準としてこれが運用の万全を期せられたい。

記

第十一条関係

但書の規定によつて許可を与える場合は概ね左の如き場合とする。

土木建築等の短期間の現場であつて山間僻地のために所定数の衛生管理者を得られないとき。

尚経営難を理由とするものはこれを認めないこと。

第十二条関係

衛生管理者の選任を命ずる場合は左の基準によること。

必要であると認める場合の標準については、別途通牒するが、それ迄に本条により衛生管理者を選任させようとする場合は本省に経伺すること。

第十三条関係

一、専属とは他の者と同様に勤務時間出勤し衛生管理に専従することをいう。但し医師である衛生管理者については必要に応じて事業場内の医療に従事し医師でない衛生管理者については事業場内において他の業務に従事することは第十五条に抵触しない限り支障ない。

二、五百人以上の労働者を使用する事業であつても第四十八条第二号に掲げる有害業務

に従事する労働者のみの数が五百人未満のときは本条の適用がない。

三、千人未満の労働者を使用する事業における医師である衛生管理者は第十五条に抵触しない限り開業医又はほかの事業の衛生管理者の嘱託兼任でもよい。

四、専属の医師である衛生管理者については附則第四百四十三条に留意のこと。

#### 第十四条関係

一、第一号については差当り医師であれば資格要件を充足するものとして取扱ふこと。  
(労働衛生に関する教養については別途考慮中)

二、附則第四百四十四条の労働衛生の業務に従事した者という資格は事業に適任者のない場合は厳格に解釈する必要はない。

尚医師でない衛生管理者の職務を行ふ場合については第二十三条の規定に準じて報告させること。

#### 第十五条関係

一、支障ある繁忙な業務を有する者とは第十八条及び第十九条に掲げる事項を行うことができない者をいう。

二、医師である衛生管理者が二以上の事業の衛生管理者になつてゐる場合第十二条の規定による場合を除いて地域的条件もあるが概ね一人で労働者数二千人以上または事業場十以上を担当してはならない。

#### 第十六条関係

一、第二項の担任すべき職務は作業場等を区分して担当区域を定め第十九条に掲げる事項を区分して担当事項を定め又は衛生管理の主任者とそうでない者とを定めてもよい。

二、第三項の衛生に関する措置とは第十八条及び第十九条に基く措置をいう。

#### 第十七条関係

一、この場合には衛生管理者を先づ代理させること。

二、前項によつて他の衛生管理者の職務が著しく過重となるか又は衛生管理者の全部が、職務を行ふことが出来ない場合には保健衛生に従事した経験のある者を代理者にすること。

三、前項の代理者は第十四条に規定する衛生管理者の資格を有しないものでもよい。

四、この場合には第二十三条の規定による報告は必要ない。

五、衛生管理者が長期に亘つて職務を行うことが出来ない場合には別に衛生管理者を選任しなければならない事は当然である。

#### 第十八条関係

毎日一回以上作業場等を巡視することは必ずしも全事業場を巡視する意味ではない。

#### 第十九条関係

一、第一号の処置とは就業の場所又は業務の転換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置、救急処置、病院又は診療所への収容、看護、移送等をいう、特に医師である衛生管理者については検診、応急、治療等を含む。

二、第七号の衛生日誌にはその日に行つた第十八条第十九条の事項（第百九十七条第二百二条等に規定する調査を含む）その他その日に生じた衛生に関する事項を記入させること。

#### 第二十条関係

- 一、第二項の関係労働者とは当該事業場に使用される労働者をいう。
- 二、第一項の適当な措置とは投書箱、相談口等の設置、全労働者の常会等をいう。
- 三、五十人以上の労働者を使用する事業については衛生に関する委員会を設けるよう指導すること。
- 四、衛生に関する委員会規則には概ね左の事項を規定すること。
  - イ、委員会の名称
  - ロ、委員会の目的
  - ハ、委員会の事業
  - ニ、委員の選任方法
  - ホ、役員を選任方法
  - ヘ、委員及び役員の任期
  - ト、その他必要な事項
- 五、第三項の重要事項とは委員会規則、議事録等をいう。

#### 第二十一条関係

労働基準監督署では単に報告を受理するだけでなく必要に応じ当該事業場における衛生状態の調査、監督、指導等適当の措置を採ること。

#### 第四十七条関係

本条については別途通牒する。

#### 第四十八条関係

雇入れの前という意味であつて、この場合の健康診断は使用者が常備する医師をして、させてもよいし、特定の医師を指定してやらせてもよいが、その費用は使用者が負担すべき趣旨である。

#### 第四十九条関係

定期とは毎年一定の時期にという意味であつて、その時期については各事業場毎に適宜決めさせること。

#### 第五十条関係

- 一、第一号その他の臨床医学的検査とは必要に応じて行う皮膚泌尿器検査、運動機能検査等をいう。
- 二、第四号の労働大臣の指定する検査は別途告示せられる見込である。
- 三、第二項の医師においてその必要を認めないで省略することのできる種目は左に掲げるものであること、但し(イ)(ロ)については雇入れの際の健康診断では省略させないこと。
  - (イ)、満二十五才を超える労働者については身長検査

- (g)、既往の健康診断において色神の検査を実施した場合についてはその検査
- (h)、既往の健康診断においてツベルクリン皮内反応陽性（B・C・G接種により陽性に転化した場合を除く）なる者についてはその検査
- (i)、ツベルクリン皮内反応検査が陰性の者についてはエツクス線検査
- (k)、エツクス線検査によつて結核性病変又はその疑を認めない者については赤血球沈降速度検査及びかくたん検査

四、その実施が困難な場合とはその原因が主として交通、材料等の関係による場合をいふ。

#### 第五十一条関係

- 一、検便による健康診断とは寄生虫卵検査及び伝染病保菌者発見のための細菌学的検査をいう。
- 二、第三項の必要であると認める場合とは伝染病が流行し又はおそれのある場合をいう。

#### 第五十二条関係

本条の場合においても第五十条第二号乃至第四号の検査は医師が必要性を認めない場合は省略することができるが労働者は実施困難を理由として使用者の行う健康診断の項目を省略することはできない。

#### 第五十三条関係

この記録は法第九条の重要な書類である。

#### 第七十三条関係

本条にいう吸引排出又は機械若くは装置の密閉とは次の如きものをいう。

- 一、人絹工場における排気カバーのごとく被覆、覆蓋を用いなお排気装置をつけて発生するガスを作業場外に導く方法。
- 二、硫酸工場における閉鎖式工程の如き密閉装置。  
換気方法としては自然換気と人工換気とがある。

#### 第七十四条関係

本条にいうその他の方法とは希釈法、中和法等である。

#### 第七十六条関係

本条のその他の措置とは次の如きものをいう。

- 一、機械の配置を適当に変更すること。
- 二、周壁、天井等をテツクスの如き音響吸収性の材料をもつて被覆すること。
- 三、機械と床との間に緩衝材を挿入すること。

#### 第七十八条関係

本条の特に安全な方法とは防毒マスク、救援用酸素吸入器等を使用する等の方法をいう。

#### 第七十九条関係

坑内作業場の外地下室、地穴、倉庫、船艙等であつても炭酸ガス濃度一・五パーセントを超える場所又は酸素濃度十六パーセントに満たない場所は本条第三号に該当する。

#### 第百八十六条関係

疾病感染のおそれのある場所とはガラス細工の吹管、呼吸用保護具、手袋等を共用する場合をいう。

#### 第百八十七条関係

- 一、緒引出具とは「はけ」、「フツク」等をいうこと。
- 二、なるべくハンドスレディングシヤトル、オートマテイクボビンチェンヂングシヤトル等の緒を口で吸い取ることのできない型のひを使用させること。

#### 第百八十八条関係

- 一、第一号、第三号及び第八号は潜水服を装着して行う潜水作業等についても適用されること。
- 二、第三号の気圧増加の率は毎分 $0.15$ キログラム平方センチメートルを標準とすること。加圧の速さが毎分 $0.35$ キログラム平方センチメートルを超えると鼓膜に充血を起す危険がある。
- 三、高压室以外の減圧時間についても第四号を標準とすること。

#### 第百八十九条関係

施設器具等の重要な部分とは次の如きものをいふ。

- 一、酸素吸入装置
- 二、電話、ブザー、電鈴、命綱等の信号設備
- 三、圧搾空気設備のうち、圧搾空気機、送気管、送気調整用コック、安全弁等

#### 第百九十三条関係

第一号の気積の計算に際しては、作業場内の施設、設備の占める気積を概算して控除すること。

#### 第百九十七条関係

暑熱とは摂氏二十八度以上、寒冷とは摂氏五度以下、多湿とは相対湿度八十五パーセント以上をいうこと。

#### 第百九十九条関係

輻射線からの防護措置とは、隔壁、保護眼鏡、マスク、防護服を使用させる等の措置をいうこと。

#### 第二百条関係

冷却の温度は作業箇所の気温摂氏四十度、黒球寒暖計示度摂氏五十五度を標準とすること。但し、作業時間が短時間の場合には、この標準を超えるも第二百二十五条による申請があれば許可すること。

#### 第二百一条関係

作業の性質上給湿を行う場合とは、人絹工場の紡糸室、紡糸紡績工場の精紡室及び織布室等を言う。

#### 第二百三条関係

通風装置をなすも、事業場の地域的条件による特別の事由ある場合とは、法第三十二条第一項の労働時間を超えない場合に限り第二百二十五条の許可を与えて支障ない。

#### 第二百五条関係

その他衛生上有害な作業場とは有害放射線にさらされる作業場、著しい振動を与える作業場、著しい悪臭を発する作業場をいう。

#### 第二百九条関係

本条は病弱者、生理日の女子等に使用させる為に設けるものであること。

#### 第二百十四条関係

- 一、不浸透性の材料とはペイント、ニス、ラツカー、セメント、タイル等をいうこと。
- 二、排水に便利な構造とは厚板、コンクリート、タイル等で覆ひ、適当な傾斜をつけるようなことをいう。

#### 第二百十六条関係

- 一、著しく身体を汚染する作業場とは炭鉱等をいうこと。
- 二、必要であると認める場合とは、附近に利用し得る入浴の施設がない場合等をいうこと。
- 三、第二項の必要な用具とは、はけ、洗面器又は桶等をいうこと。

#### 第二百十八条関係

- 一、本条の水質検査は日本薬局方常水試験法を標準として行うこと。
- 二、水質検査の期間は公共団体の外、試験所、研究所等権威あるものならよいこと。

#### 第二百二十五条関係

- 一、本条については別途通牒する。
- 二、前号の通牒があるまで本条についての許可の申請があり、支障ないと認められる場合には、有効期間三ヶ月の期間を附して許可すること。